

令和6年

寒河江市農業委員会第7回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会

第7回総会

日 時 令和6年7月25日（木）午前9時00分
会 場 寒河江市役所1階 議会会議室

出席委員

1番 山田和義	2番 影沢政俊	3番 後藤孝好
4番 西尾沙織	5番 眞木早百合	6番 郷野富司男
7番 猪倉通文	8番 氏家理香	9番 安孫子 智
10番 大泉孝彦	11番 鈴木浩之	12番 原田義人
13番 芳賀 宏	14番 高橋 博	15番 奥山浩二
16番 布施功子	17番 片桐道雄	18番 木村三紀

事務局

事務局 長 渡邊 健一	事務局長補佐（総括） 高子 英晴
事務局長補佐（農地担当） 日下部 靖広	総務係主任 木村 龍一
農地係主任 土田 修	農地係主任 芳賀 遼太郎

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について
- (3) 農地の現況変更について

議事

- (1) 議題28号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議題29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議題30号 農用地利用集積計画書の審議について

開会 午前 9時00分

木村議長 それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第7回総会を開催します。

はじめに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員18名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立します。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長 それでは、6番の郷野委員、13番芳賀委員にお願いします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、木村主任にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。事務局。

事務局 (事務局長補佐 (農地担当)) はい、議長。

報告事項につきまして、事務局のほうから報告させていただきます。

(報告事項朗読)

木村議長 ただいまの報告について何か質問はございませんか。

(発言なし)

木村議長 ないようですので、ほかに事務局からありますか。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 特にありません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。

議第28号から議第30号までの議案について一括上程します。

（1）議第28号「農地法第3条の規定による許可処分について」

（2）議第29号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

（3）議第30号 「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第28号から議第30号まで一括上程します。

木村議長 ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。片桐会長職務代理人、報告をお願いします。片桐会長職務代理人。

片桐会長職務代理人 はい、議長。17番、片桐です。

去る7月18日に開催されました事前審査会の報告を行ないます。

事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として、農地法第3条新規就農案件1件と農地法第5条の許可申請案件2件の合計3件を審査しました。

農地法第3条の規定による許可処分について、順位33

番です。

この申請は、先月取下げとなった申請となっております。「新規就農希望者の農地の係る申し合わせ」に基づき、「取得農地の利用計画書、営農計画書」等の書類を提出してもらっております。

「取得農地の利用計画書、営農計画書」によると、新規就農を希望する譲受人は、高屋西浦在住の73歳の男性です。

農業を営もうとする理由ですが、営農計画書によりますと、父親が畑仕事でいろいろな野菜、果物を収穫しており、その顔がいきいきしているのを見て、自分も畑を借りて農作業をするようになり、大好きになったとのこと。

現在、大江町において、正式な貸し借りの手続きをしておりませんが、6年以上、約1.5haの農地にわらび、とうもろこし、さつまいも、きゅうりを栽培しているとのこと。

本当に耕作するのか、資材置場にされるのではないかとの意見が出されましたが、急遽、現地調査を行い、事前審査会においては、異議なしとされたところ。地区審査会でも十分な審議をお願いします。

農地法第3条の規定による許可処分について、順位37番です。

この案件は事前審査会において、省略し、西根地区の現地調査をお願いしました。

「新規就農希望者の農地に係る申し合わせ」に基づき、「取得農地の利用計画書、営農計画書」等の書類を提出してもらっております。

「取得農地の利用計画書、営農計画書」によると、新規就農を希望する譲受人は、現在、千葉県柏市在住の65歳の男性です。

農業を営もうとする理由ですが、営農計画書等によりますと、寒河江市に仕事で訪れた際、寒河江市の魅力に大変感動したとのこと。また、寒河江市で作られた多種多様な作物はどれも美味しく、今でも鮮明に覚えているとのこと。

退職後に寒河江市で農業に従事したいと考えていたところ、空家バンクに掲載されていた物件を拝見し、この土地に住居を構え、自分で育てた作物を販売し、多くの人に同じ感動を広めたいとのことでした。

なお、申請地は空き家の近くの農地となっています。西根地区の現地調査、地区審査での審議をよろしくお願ひします。

議第29号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について」、順位22番、寒河江地区の集合住宅建築用敷地への転用案件です。

申請地は、都市計画用途地域内にある農地であり、計画通りであれば、特に問題ないと判断しました。

順位23番、三泉地区の駐車場及び資材置場用敷地への転用案件です。

申請地は農振地域内、農用地域外にある農地、第3種農地と判断される農地であり、計画通りであれば、特に問題ないと判断しました。

なお、この案件は、転用面積が30アールを越えますので、山形県農業会議への意見聴取、諮問が必要になります。

申請された案件については、先程の西根地区の3条新規就農案件を除き、すべて異議なしとされたところ。です。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

木村議長

ご苦勞様でした。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間については30分程度としまして、9時40分までとします。それでは地区審査の間暫時休憩とします。

休憩 午前 9時05分

再開 午前 9時40分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして、議事を再開します。

初めに、議第28号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、安孫子委員、お願いします。

安孫子委員

はい、議長。9番、安孫子です。

議第28号「農地法第3条の規定による許可処分について」、5ページをご覧ください。順位33番。

(議案書順位33番朗読)

場所につきましては天童街道を天童方面に進み、村山橋の手前をクリーンセンター方向に曲る一本手前の道を右に曲り、橋を渡ってから少し大きい十字路を左に進み、まもなく右へ分かれる道を右に曲り、まもなく右の畑になります。

7月18日、事前審査会で現地調査を行いました。片桐会長職務代理人より事前審査の報告にもありましたが、先月、取下げとなった案件です。事前審査会で本当に耕作するのか、資材置場にしないかとの意見が出されましたが、地区審査では許可は止むを得ないとされました。

なお、地区の農業委員、推進委員で注意して見守っていききたいと思います。続きまして順位34番

(議案書順位34番朗読)

場所につきましては、天童街道を天童方面に進み、村山橋手前クリーンセンター曲る道を右へ曲がり、またすぐに右に曲り、橋を渡って、すぐに左に進み、堤防を渡る手前、左側の樹園地となっております。7月12日、寒河江・南部地区の農業委員、推進委員で現地調査を行いました。果樹を栽培するとのことで問題ないかと思われま。地区審査でも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、鈴木委員、お願いします。鈴木委員。

鈴木委員

はい、議長。11番、鈴木です。

5ページをご覧ください。順位35番。

(議案書順位35番朗読)

場所に関しては焼き鳥若松屋の丁度向いあたりになります。

7月13日に西根・三泉地区の農業委員及び推進委員で現地を確認してきました。計画どおりであれば何ら問題ないのでということで現地を確認してきました。

本日の地区審査でも異議ありませんでした。

続きまして、順位 3 6 番

(議案書順位 3 6 番朗読)

場所については魚市場の脇の小道を西の方に行きますと所在地になります。

7 月 1 3 日に西根・三泉地区の農業委員及び推進委員で現地調査を行いました。

計画どおりであればなんら問題ないのではないかということで現地を確認してきました。本日の地区審査でも異議ございませんでした。

続きまして、順位 3 7 番

(議案書順位 3 7 番朗読)

場所に関しては、目印になるものがなくて、先ほどの順位 3 5 番の焼き鳥若松屋さんの裏のとおりを入ったところに今回の譲渡人の実家がありまして、その家を背にして北側になります。

7 月 1 8 日に西根の芳賀委員と私と二人で、事前審査では道が狭くて入れないということで現地を確認してきました。

目印がなくて地図上では探せない状況で現地を見つけるのに手間取ったところですが、計画どおりであれば何ら問題ないのでないかということで所在地を確認してきました。本日の地区審査でも異議はございませんでした。

続きまして 6 ページをご覧ください。順位 3 8 番。

(議案書順位 3 8 番朗読)

場所に関しては、チェリーランドの東側になります。
譲受人の耕作地があります。そのとなりの樹園地です。7月
13日に西根・三泉地区の農業委員と推進委員で現地を確認し
てきました。計画どおりであれば何ら問題ないのではという中
で現地を確認しました。

本日の地区審査でも異議はございませんでした。
以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。
続いて、高松・醍醐地区、布施委員、お願いします。
布施委員。

布施委員

はい、議長、16番、布施です。
6ページをご覧ください。順位39番

(議案書順位39番朗読)

この案件につきまして、7月13日、高松・醍醐地区の農
業委員と推進委員の5名で現地調査を行いました。

場所は国道287号線の高松陸橋を醍醐の方に降りまして、
慈恩寺の入口付近からさらに200mほど行った道路沿いの
左側になります。譲受人は以前からこの農地を耕作しており、
また、譲渡人が高齢であるという理由から何ら問題ないと判
断しました。また、地区審査でも異議ございませんでした。

続きまして、順位40番

(議案書順位40番朗読)

この案件につきましても7月13日に高松・醍醐地区の農
業委員、推進委員の5名で現地調査を行いました。

場所は国道112号線のらーめんしまこさんの裏の方を北に向まして寒河江川の手前の田畑になります。譲渡人と譲受人の田んぼが隣接しており譲受人は以前からこの田んぼも耕作しているのでこの度、売買に至りました。譲受人は引き続き耕作をしていくということですので何ら問題ないと判断しました。

また、地区審査でも異議はございませんでした。

続きまして、順位41番

(議案書順位41番朗読)

この案件につきましても、7月13日に高松・醍醐地区の農業委員と推進委員5名で現地調査を行いました。

場所は日東ベスト高松工場の南側になります。以前から両者で売買の話があり、今回に至りました。

この畑の周りが譲受人が耕作している樹園地でありまして、譲受人はそのまま、譲渡人の樹園地も耕作し、引き継ぐということですので何ら問題ないと判断しました。

地区審査においても異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。 はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当））はい、議長。

順位33番から41番まで、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員および事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第28号「農地法第3条の規定による許可処分について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第28号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議第29号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、安孫子委員、お願いします。安孫子委員。

安孫子委員

はい、議長、9番、安孫子です。

「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、8ページをご覧ください。順位22番

(議案書順位22番朗読)

場所につきましては、陵南中学校の正門、向かい側の洋菓

子店を裏通りに入り、まもなく左側の畑になります。

7月18日、事前審査会で現地調査を行いました。都市計画区域用途地域内にある土地で、周辺は宅地化され、すでに農地がなく、計画どおりであれば何ら問題ないと判断しました。続きまして順位24番

(議案書順位24番朗読)

場所につきましては、しまむら交差点を東に入り、つきあたりの変形十字路をまた東に進み、右側の3件目になります。

7月12日に寒河江・南部地区の農業委員と推進委員で現地調査を行いました。都市計画区域用途地域内にある農地で、計画どおりであれば問題ないと判断しました。いずれも地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、鈴木委員、お願いします。鈴木委員。

鈴木委員

はい、議長11番、鈴木です。

8ページをご覧ください。順位23番

(議案書順位23番朗読)

場所につきましては、三泉の郵便局を河北町の方に進むと、まもなくもとの蕎麦屋さんがあった場所から右折すると600mぐらい行ったところに今回、譲り受ける五黄精機がございます。その向かい側にある地点が今回の案件でございます。7月18日に事前審査会に出席委員全員で現地を確認して参りました。計画どおりであれば何ら問題ないので

はないかというようなことで現地を確認して参りました。

本日の地区審査でも異議はありませんでした。以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、奥山委員、お願いします。奥山委員。

奥山委員

はい、議長、15番、奥山です。

同じく8ページをご覧ください。順位25番

(議案書順位25番朗読)

7月13日に柴橋地区の農業委員、推進委員全員で現地の確認をして参りました。現地の方は、地図をご覧になっていただき、右側の端の方に金谷と柴橋を結ぶ信号機があります。この道路は県道24号天童寒河江線となっています。

押しボタン式の信号付近で、陵南中の前の道路が県道24号線ですが、ずうっと来て長生園を通過して金谷の信号機を経て、その押しボタンまで来るところです。

元々、駐車場にしていたところに譲受人が家を新築したということで、新築すると駐車場がないということで、今回その農地も転用することになりました。

今回の申請地は昨年6月に譲渡人が畑にするということで購入した農地になります。最初は農地として使うつもりだったのですが、譲受人が昨年秋口ぐらいに新しい住宅を建てたいということで、そうなる駐車場が必要だということで、今回、畑として利用する予定だったところを転用して駐車場にしたいということが申請事由です。

周辺を見回しても、三方が道路に囲まれ、隣の農地、樹園地にも影響を及ぼすようなことはないので許可しても良いのではと判断しました。事前審査会、地区審査会でも異議はあ

りませんでした。以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長

順位 2 2 番は集合住宅建築用敷地への転用申請になっております。申請地は、都市計画区域内の用途地域にある農地で、第 3 種農地と判断します。第 3 種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位 2 3 番は駐車場及び資材置場用敷地への転用申請となっております。申請地は都市計画区域内、農振農用地区域外の農地で、街区の面積に占める宅地面積割合が 4 0 % をこえており、第 3 種農地と判断します。第 3 種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

なお、順位 2 3 番は、事前審査会の報告にもありましたが、3 0 アールを超えますので、山形県農業会議への意見聴取、諮問が必要になります。

順位 2 4 番は住宅建築用敷地への転用申請となっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第 3 種農地と判断します。第 3 種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位 2 5 番は駐車場用敷地への転用申請となっております。申請地は、農用地区域外にある農地で、おおむね 1 0 h a 以上の規模の一団の農地の区域にある農地で、第 1 種農地と判断します。第 1 種農地は原則不許可ですが、集落に接続しており、また代替性もなく、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、いずれの農地転用許可一般基準調査書に基づく調査

の結果、不適な事項はなく問題ないと考えます。
以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。
これより、質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、
発言のある方は、挙手をお願いします。

木村議長

私の方からひとつよろしいでしょうか。25番の柴橋の農地ですが1年前に取得しているですね。取得してから1年間、本当に畑として使用しているのか。その辺、確認しましたか。

大泉委員

野菜は植えていました。

木村議長

1年前は農地を買って、1年以内に転用するのであれば最初から転用で購入すればよかったのではという話もありました。

今後、こういう農地がでてきたら、皆さん十分留意して対応していただきたいと思っていますところであります。

私からは以上です。

木村議長

私からは以上ですが、他にこれについて意見はございませんか。

(発言なし)

木村議長

意見がございませんでしたので、採決します。

議第29号「農地法第5条第1項の規定により許可申請書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙

手を求めます。

木村議長

全員賛成ですので、議第29号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

次に、議第30号「農用地利用集積計画書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、安孫子委員、お願いします。安孫子委員。

安孫子委員

はい、議長。9番、安孫子です。

議第30号「農用地利用集積計画の審議について」

11ページをご覧ください。

(議案書朗読)

続いて12ページ集計表をご覧ください。

高松地区 1筆 樹園地 0.08ヘクタールです。

この案件について地区の担い手等に集積するものであり地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第30号「農用地利用集積計画書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第30号は、原案のとおり決議いたしました。

これで、本日上程された議案については、すべて議決されました。

以上を持ちまして、本日の総会を終了します。

ご苦労様でした。

閉会 午前10時11分

令和6年7月25日

第7回総会 議長 木村三紀

議事録署名委員 6番委員 郷野富司男

議事録署名委員 13番委員 芳賀宏